

事務連絡
令和2年5月7日

各地方整備局 企画部 技術調整管理官 殿
北海道開発局 技術管理企画官 殿

大臣官房技術調査課
建設システム管理企画室長

国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた
具体的対策における工事書類の簡素化の取扱いについて

国土交通省所管事業の執行については、「国土交通省所管事業の執行における円滑な発注及び施工体制の確保に向けた具体的対策について」（令和2年5月7日、国地契第6号、国官技第29号、国営管第61号、国営計第15号、国北予第7号）により、具体的な施工確保対策について通知しているところである。上記通知の別紙における、(3)施工段階等における取組②工事書類の簡素化については、当面の間、下記のとおりとするので適切に対応されたい。

記

1. 実施内容

検査書類限定型モデル工事とすることにより事務処理の効率化が図られる工事については、別紙「検査書類限定型モデル工事 実施要領」に従い、積極的に試行することとする。

2. 対象工事

別紙「検査書類限定型モデル工事 実施要領」の対象工事に該当するものであって、書類限定型モデル工事とすることにより事務処理の効率化を図れるもの。

3. その他

詳細な実施方法については、別紙「検査書類限定型モデル工事 実施要領」によるものとする。

以上

検査書類限定型モデル工事 実施要領

1. 目的

「検査書類限定型モデル工事」は、検査時（完成・中間）を対象に、資料検査に必要な書類を限定し、監督職員と技術検査官の重複確認廃止の徹底及び受注者における説明用資料等の書類削減により効率化を図るものである。

2. 対象工事

各地整等における検査職員候補者向け研修修了及び検査の経験を有する、技術検査官（技術検査を行う者）が担当する工事。

※「低入札価格調査対象工事」又は、「監督体制強化工事」は対象外

※施工中、監督職員より文書等により改善指示が発出された工事は対象外

3. 試行内容

(1) 技術検査

技術検査官は、検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行う。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

※上記書類は、検査用に作成するのではなく、適時、監督職員に提出した資料をとりまとめたものとする。

※監督職員は「施工プロセスチェックリスト」を検査時に技術検査官へ提出し、チェック内容を説明するものとする。

(2) 調査協力

アンケート調査があった場合には、受発注者ともに協力するものとする。

4. 実施方法

①打合せ簿（指示）により、受注者に指示するものとする。

②特別な事由がある場合は、検査通知時に、上記10種類以外の追加書類を併せて受注者に通知する。

【打合せ簿（指示）記載例】

1. 本工事を、「検査書類限定型モデル工事」の対象工事とする。

検査書類限定型モデル工事とは、〇〇検査時に下記の10書類に限定して資料検査を行うものである。

①施工計画書	⑥出来形管理図表
②施工体制台帳（下請引取検査書類を含む。）	⑦品質管理図表
③工事打合せ簿（協議）	⑧品質規格証明資料
④工事打合せ簿（提出）	⑨品質証明書
⑤工事打合せ簿（承諾）	⑩工事写真

2. 実施状況や改善点等を把握のするためのアンケートに協力する。